

一般社団法人日本脳神経超音波学会 医学研究の利益相反に関する細則

2019年10月7日制定

I. 申告方法

1. 医学研究成果の発表

1) 学術集会

本学会の学術集会での発表に際しては、発表者、講演者は、講演、セミナー、その他演題発表時に利益相反状態を開示する（様式は学会が定める「開示スライド」を基本とする）。

2) 学会誌

本学会の学会誌や刊行物に掲載される論文の執筆者および共同執筆者は、投稿時に過去3年間の利益相反状態を申告しなくてはならない（様式は学会が定める「利益相反自己申告書」による）。

論文投稿時には論文の末尾に利益相反の有無を明記する。有の場合は、著者名、企業または団体名、内容を記載する。

2. 役員（理事・監事・評議員）

本学会が関わる事業活動に対して重要な債務を担っており、就任時（再任も含む）に過去3年間の利益相反状態を申告しなくてはならない（様式は学会が定める「利益相反自己申告書」による）。また、任期中に新たな利益相反状態が生じた場合は、6週間以内に同様式によって申告しなくてはならない。

3. 学会が関与する診断基準・マニュアル作成者

就任時に過去3年間の利益相反状態を申告しなくてはならない（様式は学会が定める「利益相反自己申告書」による）。また、任期中に新たな利益相反状態が生じた場合は、6週間以内に同様式によって申告しなくてはならない。

4. 事務職員

事務職員とは常勤、非常勤にかかわらず事務局にて学会事務に携わる者を指す。

事務職員は入職時に過去3年間の利益相反状態を申告しなければならない（様式は学会が定める「利益相反自己申告書」による）。入職後は3年ごとに提出する。また任期中に新たな利益相反状態が生じた場合は、6週間以内に同様式によって申告しなくてはならない。

II. 申告書の保管期間

論文においては発行後2年間、役員や診断基準・マニュアル作成者などにおいては任期終了後2年間、事務職員においては退職後2年間とし、その後は廃棄される。ただし保管

期間中に疑義もしくは社会的問題が生じた場合は、理事会の決定により廃棄を保留できるものとする。

Ⅲ. 指針違反者への措置

本学会理事会が、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、次の措置を取ることができる。

- ①本学会の役員、委員会活動の停止
- ②本学会の会員資格の停止，または除名
- ③本学会事務職員の停職，解雇

附則 1. 本細則は2020年4月1日より施行する。